

今後の主要課題に対する取組みについて

平成 19 年 9 月

江戸川区

目次

第 1 章	「東京」を巡る議論	
1	東京富裕論の台頭	3
2	「未完の分権改革」に向けて	3
3	今後の都区のあり方について	4
第 2 章	区民の暮らしに大きな影響を及ぼす制度改革	
1	医療制度改革	5
2	リサイクルと廃棄物処理	7
第 3 章	本区財政の現状と今後の見通し	
1	これまでの成果と区財政の現況	8
2	今後 4 年間の財政推計	10
第 4 章	今後 4 年間で取り組む重点課題	
1	安全かつ魅力あふれるまちづくり	14
2	区民施設の整備	19
3	いきいきとした暮らしを支える新たな事業展開	22
4	効率的な区政運営に向けて取り組み	24

第1章 「東京」を巡る議論

1 東京富裕論の台頭

(1) 法人2税の配分の見直し

地方間の税収格差を解消するため、地方税である法人2税（法人住民税・法人事業税）を、人口基準等に基づき地方に按分することにより、都市部の財源を地方に回すという考え方が、経済財政諮問会議など国の審議会等で活発に議論されている。

これに対して東京都と特別区長会は、自治体間の財政力格差の解消は、国が地方交付税によって行うべきものであり、税収のみで東京が富裕だとするのは、東京という大都市特有の財政需要を見ない乱暴な議論であると強く主張している。

(2) ふるさと納税論議

総務省は6月にふるさと納税研究会を発足させ、秋頃までに「ふるさと」に対する納税者の貢献等が可能となる税制上の方策を研究している。

現段階では、自治体への寄付金相当額（納税額の1割程度）を個人住民税の納税額から差し引く税額控除制度を創設するとしている。これをもとに政府や与党の税制調査会で検討を深め、来年度税制改正で実現を目指すとしている。

2 「未完の分権改革」に向けて

(1) 第2期地方分権改革への取組み

平成12年の第1期地方分権改革では、国と地方の関係が上下・主従から対等・協力の関係へと制度転換したほか、その後の三位一体改革により地方へ一定の税源移譲がなされた。

しかし、地方自治体が執行する事務については、依然として国の強い関与がみられるほか、地方交付税の削減等により、地方の財政は、大変厳しい状況にある。

国は、昨年成立した地方分権改革推進法に基づき、地方分権改革推進委

員会を設置し、国と地方の役割分担の見直しや、税財政制度など更なる分権改革に向けた議論を行っている。

当面、秋に中間まとめを行い、概ね2年以内に順次勧告を行うこととしている。また、政府はその勧告を踏まえ、地方分権改革推進計画を策定し、平成22年の通常国会に新分権一括法案の提出を目指すとしている。

(2) 道州制の導入検討

第28次地方制度調査会の答申により道州制の導入が適当とされたことなどを踏まえ、道州制担当大臣のもとに道州制ビジョン懇談会を設置した。19年度中にも道州制の理念や大枠についての論点整理としての中間報告を取りまとめ、政府として3年を目途に道州制ビジョンを明確にする予定である。大都市機能が集積している東京圏については、特例的な取扱いをするという考え方もあり、今後、議論の行方を十分に注視する必要がある。

3 今後の都区のあり方について

昨年5回にわたって開催された都区のあり方に関する検討会の検討結果によって、新たに都区協議会の下に都区のあり方検討委員会及び幹事会が設置された。これを受け、都区の事務配分や特別区の区域、税財政制度など、都区のあり方を根本的かつ発展的に検討するとともに、東京富裕論など、東京の財源を狙い撃ちにするような議論にも協力して対抗していくことを目指している。

現在、幹事会において、移管対象事務の選定基準や事務移管の是非の判断基準についての検討がなされており、19年度中に検討状況の報告をすることになっている。その後さらに具体的な議論を重ね、概ね20年度中に都区のあり方に関する基本的方向をとりまとめる予定である。

第2章 区民の暮らしに大きな影響を及ぼす制度改革

1 医療制度改革

(1) 後期高齢者医療制度の開始

高齢社会に対応する新たな仕組みとして、75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度を20年4月から開始する。

従来の医療保険は世帯を単位に制度設計されていたが、新たな医療制度は、75歳以上の全ての方が加入し、一人ひとりが被保険者となるものである。このため、これまで保険料を負担することのなかった被扶養者の方も新たに保険料を負担（原則として年金から徴収）することとなる。

今後、精査された保険料が提示される予定であるが、制度加入直前に被扶養者であった方に対して激変緩和措置が図られるほか、所得の低い方についても、世帯の所得水準に応じて保険料が減額されることとなる。

なお、自己負担については、老人保健制度と同様、一般の人は1割負担、現役並み所得のある人は3割負担と従来通りの負担割合である。

今後は広域連合が運営主体となるものの、区が窓口事務や保険料の徴収を行うため、区民へ新制度の周知を積極的に図っていく。

(2) 特定健診及び特定保健指導の実施

医療制度改革により、保険者には40歳以上75歳未満の被保険者への特定健診及び特定保健指導^(注)の実施が20年度より義務付けられた。国民健康保険事業における特定健診については、現在、特別区担当課長会において自己負担のあり方も含めて具体的な検討を進めているところである。

また、来年度の本区の実施方法について、区民に必要な健診項目等を関係機関と協議を行っている。特定保健指導についても、実施体制や委託先事業者の選定、自己負担のあり方について検討している。

なお、後期高齢者医療制度については、健診の実施は努力義務とされて

いるが、広域連合では区民サービスの継続性から 20 年度以降も健診（国が示す標準プログラムの必須項目）が必要と考え、区市町村へ委託する方向で準備を進めている。しかし、広域連合が実施主体となった場合、健診費用の財源は全て保険料（自己負担を求めることも可）で賄うこととなるため、国や都へ財政支援を要望するほか、区市町村の一般財源の投入の是非や保険料の設定、一部負担金のあり方等について検討を行っている。

（注） 各保険者が、40 歳から 74 歳までを対象に、メタボリックシンドロームに着目した健康診断を実施。健診結果に基づいて医師や保健師等が早期に介入し、必要性に応じて面接等による保健指導を行うことをいう。

（3）国民健康保険料の賦課方式の変更について

特別区の国民健康保険料の賦課は住民税方式を採用しているため、度重なる税制改正の影響を受けてきた。このため、特別区長会において検討を進め、所得に応じて保険料を定める「旧ただし書き方式」にすみやかに移行する必要がある、との中間報告を行った。

この「旧ただし書き方式」は、税制改正の影響を受けにくく、都内の市町村では 2 市を除く 37 市町村がこの方式を採用するなど、相互扶助の本来の姿として全国的に主流となっているものである。今後、後期高齢者医療制度の動向等を踏まえて、更に検討を進めていく。

（4）その他の改正

20 年 4 月より 70～74 歳の高齢者の患者負担が、1 割から 2 割へと引き上げになるほか、3 歳未満の乳幼児の患者負担軽減措置は、義務教育就学前までに拡大される。

2 リサイクルと廃棄物処理

(1) プラスチックの分別回収

最終処分場の延命と資源の有効利用の観点から、サーマルリサイクルを本格実施する。このことに伴い、20年度より「不燃ごみ」としていたプラスチック等を「資源(トレイ等のプラスチック容器)」「燃やすごみ(汚れているプラスチック容器、ゴム、皮革製品等)」「燃やさないごみ(ガラス、陶磁器等)」の三種類に分別する。また、燃やさないごみの減量により収集回数を週1回から月2回へ変更する。

(2) 事業系ごみの手数料改定

平成6年以来据え置いてきた事業系廃棄物処理手数料については、「廃棄物処理原価」との乖離が生じているため、20年4月より処理処分部門及び収集運搬部門それぞれ2円/kg値上げし、現手数料28.5円/kgを32.5円/kgに改定する条例改正案を本年第三回定例会に提案する。このことにより、事業系有料ごみ処理券が70リットル券の場合、1枚あたり378円から427円へ値上がることとなる。

第3章 本区財政の現状と今後の見通し

1 これまでの成果と区財政の現況

(1) 18年度までの取り組みの成果

財政効果(節約できた額) 673 億円

〔 職員の削減等による効果累積 492 億円 (987 人削減) 〕
〔 施策の見直しによる効果累積 181 億円 〕

職員数は、清掃事業等が移管された平成 12 年度に過去最高の 5,057 人となったが、その後の削減努力で平成 19 年度には 4,070 人となり、7 年間で 987 人(19.5%)減少している。

経常収支比率 16.6 ポイント改善

財政構造の弾力性を表す経常収支比率は、平成 11 年度に過去最高の 86.8%になったが、平成 18 年度には 70.2%にまで回復した。

基金残高 570 億円増

財政調整基金等の主要 6 基金の平成 11 年度末残高は 321 億円であったが、18 年度末残高は 891 億円となり、7 年間で 570 億円増加した。突発的な災害への対応や老朽化が進む学校や区民施設等への備えをすすめている。

区債残高 496 億円減

なるべく区債に頼らない財政運営や早期の繰上償還を行い、平成 11 年度末残高は 847 億円であったが、18 年度末残高は 351 億円となり、7 年間で 496 億円減少した。

新規拡充事業

14 年度 111 事業	15 年度 102 事業	16 年度 90 事業
17 年度 97 事業	18 年度 113 事業	19 年度 113 事業

全庁をあげての行財政改革の取り組みにより、財政状況が厳しい期間においても、質の高い区民サービスを継続しながら、毎年 100 前後の新規拡充事業を実施してきた。

(2) 区財政の現況

平成 18 年度決算の概況と歳入・歳出の特徴は次のとおりである。

< 概 況 >

財政力指数 0.38

平成 7 年度の 0.46 をピークに下がり続けている

経常収支比率 70.2%

平成 17 年度から適正水準内(70% ~ 80%)に入っている

実質公債費比率 3.7%

平成 17 年度から導入された指標。0.7 ポイント改善。

都内の区市町村の中で 3 番目に良好な数値。

人口一人あたり公債残高 53,000 円

全国トップクラスの低い水準

人口千人あたり職員数 6.1 人

23 区の中で最低水準

< 歳 入 >

区税は 442 億円で、前年度に比べて 35 億円の大幅な増加となり、2 年続けて回復した。しかし、増加の主な要因は、定率減税 1/2 縮減などの税制改正の影響を中心とした区民税の増加であり、平成 4 年度 483 億円のピーク時より 41 億円低く、また、歳入全体に占める割合も 20.3%にとどまっている。

財政調整交付金は 899 億円で、過去最高額となった。法人住民税の増加に加え、18 年度限りの学校改築需用費の算定において 23 区で児童生徒数の最も多い本区が必要額が一時的に増えたことによる。歳入全体に占める割合は 41.3%となり、前年度より 3.2 ポイント増加した。

国・都支出金は 388 億円で、前年度より 20 億円増加した。三位一

体改革にもかかわらず、生活保護費国庫負担金や葛西地下駐輪場建設費補助金などの増や学校改築特別交付金があったため、歳入全体に占める割合は17.8%で、前年度より0.3ポイント増加した。

一方、地方特例交付金が定率減税1/2縮減により8億円の減少となった。

<歳出>

人件費は399億円となり、前年度に比べ4億円減少した。退職金が退職者数の増加により5億円増えたが、職員数の削減等により職員給が9億円減ったことによる。人件費は6年連続で減少を続けており、歳出に占める人件費の割合は、平成12年度24.3%であったが、18年度は20%を割り込み19.1%まで低下した。

扶助費は482億円で、生活保護費や制度改正を実施した児童手当などの増加により、17年度に比べ10億円増えた。生活保護費は、景気の回復期にあっても増加が続いている。

公債費は228億円で、151億円の繰上償還を実施したことにより、前年度に比べて一時的に141億円の増となった。

投資的経費は、17年度の中学校用地購入等がなくなったため、前年度に比べ30億円減少し、平年並みの213億円となった。

2 今後4年間の財政推計

平成19年度予算をベースにした今後4年間の短期的な財政推計は、次のとおりである。

推計は過去の増減率等を基にしているが、可能な限り今後の計画などを盛り込んで行っている。

(1) 歳入の見込み

区 税

19年度は、個人住民税率10%フラット化、定率減税全廃など、税

制改正により区民税が大幅に増加する見込である。一方、フラット化の実施により所得譲与税が廃止となり、地方特例交付金も大きく減少するなど、この税収増に匹敵する歳入が減となる。

20年度は、経過的に廃止されてきた老年者非課税制度の最終年度にあたり、その影響額は4,000万円と見込まれている。これ以降、大きな税制改正は現在予定されていないため、当面は税収に大きな変動はないものと考えられるが、「ふるさと納税」論議の行方によっては、減収の可能性もある。

財政調整交付金

主要5課題の都区合意により、19年度から調整率が3%アップし55%となった。19年度は、フラット化により区税の減少する区へ財政調整交付金がより多く交付されることになったが、財調フレームが大きく増加したことや、本区の人口、児童生徒数、65歳以上人口など測定単位のほとんどが増えているため、拡大された特別交付金とあわせて前年度並みの交付額を確保できる見込みである。

現在の景気が持続すれば、今後も同規模の交付額が確保できるものと予測されるが、「法人2税の見直し」によっては大幅な減少も想定され、本区の財政に多大な影響が及ぶ恐れもある。

その他の歳入

国庫支出金は、生活保護費など扶助費の伸びにより、今後も増加を続けると考えられる。一方、都支出金は、土地区画整理事業、地下駐輪場建設などの事業の収束に伴う都市計画交付金の減少などで今後は減ることが見込まれる。

使用料及び手数料は、20年4月の葛西駅、篠崎駅の地下駐輪場オープンなどにより増加する見込となっている。

このほか、小中学校の老朽化に伴う改築事業がまもなくスタートすることから、改築基金からの繰入れや区債の借入れの新たな発生

が想定される。

(2) 歳出の見込み

人件費

19年度に定年退職予定者数がこれまでの1.5倍程度に増加したが、今後も同程度の退職者数が続く見込となっている。このため、20年度以降は退職手当に大きな変化はなく、職員数のさらなる減少により、人件費の減少が続くものと予測される。

扶助費

扶助費の45%を占める生活保護費は、増加が続いているものの、景気回復や雇用情勢の改善等により増加率が落ちてきている。これにより扶助費全体の伸びが鈍り、今後は2%程度の増となることが予測される。

公債費

18年度に実施した繰上償還の効果により、19年度以降の公債費が大幅に減少した。今後は、19年度並みの起債額で推移すれば、公債費は減少を続けることになる。

ただし、学校改築が本格的に始まると毎年50億円規模の起債が必要になることが想定されるため、この推計期間以降は、区債残高の増加とそれにあわせて公債費の増加が長期間続くものと予測される。

繰出金

国民健康保険、介護保険などの特別会計への繰出金は、高齢化の進行に伴い、今後も増加が予測される。ただし、平成20年度から新たな医療保険制度が始まり大きく制度が変わることになるが、現在詳細が未定となっている。介護保険特別会計は、過去の推移から6%程度の繰出金の伸びが見込まれる。

投資的経費

今後は、土地区画整理事業費や駐輪場建設費などが事業の収束により減少していく一方で、都市計画道路整備や密集住宅市街地整備などの経費が増加していく見込となっている。

このほか、スーパー堤防事業や学校冷房化の推進、新たな保育園の建設や建替え、コミュニティ会館や子ども未来館の建設なども予定されている。

また、小中学校の老朽化に対する建替えについては、23年度に1校分の経費を見込んでいるが、そのほかに「学校施設改築の基本的な考え方」に基づき毎年33億円の基金積立が必要となる。

先に述べた本区の財政状況は堅実な指数を示しているが、これは現在の好調な法人住民税に支えられた財政調整交付金の伸びによるものである。

しかし、財政調整交付金の原資である調整三税は景気に左右されやすく、不安定な収入である。

さらに、本区の収入は、財政調整交付金に大きく依存しており、景気の悪化時には1年で80億円も財政調整交付金が落ち込んだ例があるなど、その影響は他区と比較して極めて大きい。

加えて、東京富裕論を根拠として、法人2税を地方自治体の税収格差是正に利用しようという動きも具体的に検討されるなど、現在の好調な収入が今後も安定して続くという保証はどこにもない。

また、今後は学校改築やまちづくり、社会保障費への支出等、長期間にわたって大きな財政負担を想定しなければならない事業を多く予定している。

そうした財政需要に応えつつ、収入が落ち込んだ際にも、質の高いサービスを安定して区民に提供していくためには、現時点から足腰の強い財政体質に変えていくことが必要であり、そのためにあらゆる努力を行っていくこととする。

第4章 今後4年間で取り組む重点課題

1 安全かつ魅力あふれるまちづくり

総合開発基本計画を策定し、区民とともに土地区画整理事業や環境浄化運動に取り組んできた昭和40年代を本区のまちづくりの揺籃期とすれば、昭和50年代から平成初頭に至る期間は下水道、親水河川や主要幹線道路などの都市基盤の整備に取り組む躍進の時代であった。

成熟期を迎えつつある今日、土地に刻まれた記憶を景観形成に活かしつつ、時を忘れた頃にやってくる大災害にも耐えられる堅牢な都市空間を創出し、次世代へしっかりと継承していかなくてはならない。これからも、多くの区民の理解と協力を得つつ、安全で魅力あふれるまちづくりを推進する。

(1) JR小岩駅周辺のまちづくり

現在、小岩駅周辺の課題となっている商業環境の活性化、交通基盤の整備、面的な整備、防災性の向上などを解決するため、これまで地域と勉強会などに精力的に取り組んでいる。今年度、全体に係る基本構想並びに基本計画を策定したうえで、地区ごとに事業計画案づくりや再開発組合結成に向けて、地域合意を図りながら以下のスケジュールを目標に取り組みを加速していく。

		19年度	20年度	21年度	22年度
全体		基本構想・基本計画	街区別事業計画	地区計画協議	地区計画決定
南口	七丁目	事業手法検討	計画素案	事業計画案	計画縦覧
	六丁目	勉強会	準備組合	組合結成	工事着手
北口	駅広隣接街区	地元協議	勉強会	準備組合	組合結成
道路・広場		現況測量等	関係機関協議	都市計画決定	一部事業決定

(2) 京成電鉄本線の連続立体交差事業

高砂車庫の具体的な移転位置の検討を進めるとともに、施工方法、施行主体や財源の調査・研究を行い、立体化の早期事業化へ取り組んでいく。あわせて、京成小岩駅周辺まちづくり構想の策定、京成小岩駅南口再開発事業の推進、江戸川駅周辺整備構想の検討についても、関連事業の進捗にあわせて時機を逸することなく取り組む。

(3) 北小岩地区のスーパー堤防整備と一体的まちづくり

予測をはるかに超える洪水や高潮に対して、高規格の堤防を整備し、安全な避難路や高台の避難場所を確保することで、多くの人命と財産を守っていく。事業推進に伴う地区住民の不安要素を解消するため、減歩緩和策を提案するとともに、まちの課題を解消するまちづくり案を示し、北小岩一丁目東部地区を先行モデル地区として推進する。

	19年度	20年度	21年度	22年度
全 体	合意形成	同左	同左	同左
北小岩一丁目 東部地区	事業計画案の 作成	都市計画決定	事業認可	移転交渉

(4) 篠崎公園地区のスーパー堤防整備と一体的まちづくり

スーパー堤防の整備と一体的に行う地区まちづくりや都市計画道路(補助 288 号線)の整備を地元住民の合意を得て推進していく。

	19年度	20年度	21年度	22年度
補助 288 号線	都市計画変更	事業認可	用地買収	同左
まちづくり事 業	換地素案・地区 計画ワークショップ	事業認可	移転交渉	同左

(5) 篠崎地区まちづくり

篠崎公園地区スーパー堤防整備に引き続き、京葉道路・篠崎街道・鹿骨

街道に囲まれたエリアの北側で、都市計画変更後の補助 288 号線以東の地区 28ha について、将来のあるべき姿を検討するための基礎調査を実施し、スーパー堤防とまちづくり、補助 286 号線及び都県橋の整備等を促進する。

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
篠崎地区	基礎調査	基本構想作成	同左	基本計画作成

(6) 荒川右岸の整備検討

平井地区（京葉道路以北約 51ha）について、18 年度より区と国土交通省が「スーパー堤防とまちづくり勉強会」を開催している。今後、具体的な事業手法や事業の枠組み等について検討を行う。

(7) 新川の整備

全体構想

千本桜構想とあわせて、「塩の道」にふさわしい江戸をイメージした修景整備を推進する。

橋の整備

老朽化した新川橋を架け替えるほか、人道橋 4 橋を新設するとともに広場橋 2 橋を整備し、住民と共に地域の活性化を図っていく。

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
新川橋工事	設計	工事	工事	工事・供用開始

(8) (仮称)水辺のスポーツガーデンの整備

旧江戸川（王子製紙(株)前）の広大な河川敷（37,000 m²）を活用し、少年野球場、テニスコート、フットサル、ローラースポーツ、ターゲットボード・ゴルフなどの多目的スポーツ施設を整備する。

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
スポーツガーデン	協議・設計・工事	工事	工事・開設	運営

(9) 今井児童交通公園の整備

公園のスーパー堤防化を図るとともに、防災機能を有する公園として整備し、対岸の市川市広尾防災公園との連携強化を図る。

	19年度	20年度	21年度	22年度
今井交通公園	協議	設計	盛土工事	公園整備

(10) 上一色中橋の架け替え

地元との意見調整を踏まえ実施設計に着手し、24年度中の開通を目指す。

	19年度	20年度	21年度	22年度
上一色中橋	実施設計	仮人道橋設置 旧橋撤去	新設工事	同左

(11) 地下駐輪場の開設

葛西駅東口及び西口の地下駐輪場について、平成20年4月の供用開始（収容台数9,400台）に向けて工事を進めるとともに、交通機能の充実と環境に配慮した駅前広場の整備を行う。

また、篠崎公益複合施設と同時に整備を行っている篠崎駅西口地下駐輪場（収容台数2,800台）についても、20年4月に供用を開始する。

(12) 平井駅南口地下駐輪場の建設

平井駅周辺の新たな需要に対応するため、南口広場を活用したコンパクトな機械式地下駐輪場（収容台数約750台）を整備する。

	19年度	20年度	21年度	22年度
工事	設計	機械製作、工事	供用開始	運営

(13) 都市計画道路の新規整備

補助 264 号線（柴又街道～岩槻街道）

都市計画道路の整備を着実に推進する。また、京成小岩駅南口周辺の再開発事業を推進し、一体的なまちづくりを行っていく。

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
補助 264 号線	事業認可	用地買収	同左	同左

補助 289 号線（一之江通り～葛西橋通り）

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
補助 289 号線	用地測量	事業認可	用地買収	同左

(14) 美しく風格ある都市景観の形成

景観地区の指定

一之江境川親水公園沿線を昨年景観地区に指定したが、新たに古川親水公園沿線に景観懇談会を設立し、20、21 年度の都市計画決定を目指す。さらに、新川沿線についても適切な街並み誘導を図るため、景観地区の指定を目指していく。

景観計画の策定

平成 21 年度に向けて、区内全域を対象とした「江戸川区景観計画」を策定し、具体的な高さ、色彩、広告物等の規制等を条例で定め、本区にふさわしい景観まちづくりを進める。

(15) 建築物の耐震化の促進

今年度に耐震改修促進計画を策定し、平成 27 年度までの民間及び公共建築物の耐震化の目標を設定する。また、建物所有者が自主的に耐震化に取り組みやすい環境整備や、民間を含めた公共性の高い建築物（学校、病院等）について早期に耐震化を図る。

2 区民施設の整備

本区においては、人口増加に伴い様々な行政需要が発生し、これまでも地域特性や区民ニーズに応じた区民施設や道路等の公共施設を新設するほか、耐震性を向上するための改修等を行ってきた。

学校をはじめとする公の施設数が700を超えた現在、中長期的な視野に立ったメンテナンスを行うことで施設の長寿命化と経費負担の平準化を図っていくことを基本としながら、長年の懸案となっていた施設ニーズの中で、極めて公共性が高く、財源や用地確保などの諸条件が整ったものについては、時機を逸せず施設整備に着手することとした。

(1) 学校改築計画

平成38年度までに築50年を迎える71校について、3期に分けて段階ごとに改築校等を検討していくこととし、原則として年3校ペースで改築に着手する。なお、各校の改築にあたっては、基本構想・基本計画・実施計画の策定期間は3年間、改築工事の施工期間は2年間の標準として、改築にあたっての基本的な考え方を取りまとめた。

第1期の対象となる学校のうち、比較的條件が整っている松江小学校、船堀小学校、第二葛西小学校の3校から改築に着手していく。

また、今後、区内業者を中心に学校改築工事を継続的に発注し、区内業者の育成を図ることで、地域産業の活性化に取り組んでいく。

(2) コミュニティ会館の開設

平成20年1月、江戸川二丁目に江戸川コミュニティ会館（集会室3、レクリエーションホール）を開設する。このほか、平井七丁目の都有地（約2,100㎡）を購入し、コミュニティ施設を建設する。

	19年度	20年度	21年度	22年度
平井七丁目 区民施設	用地買収	設計	工事	開設・運営

(3) 篠崎公益複合施設の開設

平成 20 年 7 月の開設を目指し、本区の歴史・文化・産業等を展示するギャラリー、社会貢献の拠点となる総合人生大学、篠崎図書館の運営を担う指定管理者の選定を進め、本年の第四回定例会において指定の議決を得る予定である。なお、施設の愛称を募集し、篠崎文化プラザと決定した。

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
篠崎公益複合施設	工事、指定管理者の選定	開設	運営	運営

(4) 子ども未来館の建設

篠崎公益複合施設の開設に伴い、子どもの知的好奇心を充足させる子ども図書館機能などを有し、篠崎ポニーランドと一体となった施設を建設する。

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
子ども未来館	検討	解体・工事	工事・開設	運営

(5) 学校の冷房化

今年度、中学校 32 校の冷房化工事を実施したところであるが、小学校及び幼稚園についても、出来る限り 20 年度中に全校（園）に設置できるよう準備を進める。

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
冷房化工事	中学校	小学校・幼稚園		

(6) 第三松江小学校隣接地の購入

第三松江小学校の教育環境の充実に資するため、都営住宅跡地（2,695 m²）を購入し、今年度中に第二校庭として整備する。

(7) 小松川防災拠点内の中学校建設

スーパー堤防の工事が完了する平成 24 年度頃に、中学校用地として東京都用地(約 13,000 m²)の引渡しを受けられるよう準備を進める。なお、開校時期については、平井地区の中学校の建替え時期と一体的に検討を進めることとする。

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
スーパー堤防	設計	盛土工事	盛土工事	圧密沈下

(8) 保育園の新設・建替え

認可保育園の少ない鹿骨地区に、21 年度開設を目指して保育園を建設する。あわせて、小松川防災拠点内 E 7 街区に(仮称)小松川第三保育園を開設する。

また、江戸川二丁目保育園については、都営住宅の老朽化に伴い建て替え、同じく都営住宅住棟下にある東篠崎保育園及び東篠崎第二保育園についても、2 園を統合のうえ建て替える。いずれも、21 年度の開設を目指す。

このほか、園舎の耐震性から松本保育園及び北小岩保育園の建替工事を実施する。同じく、南松島保育園(そよ風松島荘併設)の耐震性を高めるための補強工事を行う。

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
江戸川二丁目	工事	工事・一部開設	開設	運営
小松川第三	工事	工事	開設	運営
東篠崎	設計・工事	工事	開設	運営
鹿骨地区	設計	工事	開設	運営

(9) (仮称)小松川地区障害者施設の建設

現在、建設中の都営住宅の隣接地(E 7 街区)に障害者施設(定員 50 名/生活介護 40 名、自立訓練 10 名)を建設する。本年第四回区議会定例

会に建設費補正予算と設置条例を提案し、21年度から指定管理者による運営を開始する。

	19年度	20年度	21年度	22年度
障害者施設	設計	工事	開設・運営	運営

(10) グリーンパレスのリニューアルオープン

本年12月より、建物の耐震補強工事に合わせて、これまで懸案とされていたバンケットやレストラン、厨房施設、空調設備の大規模改修を図る。改修期間中については、仮設庁舎で業務(集会室等の貸出は停止)を行い、20年8月のリニューアルオープンを目指している。

3 いきいきとした暮らしを支える新たな事業展開

豊かな暮らしを実感できる理想の地域社会を区民とともに築いていくため、あらゆる地域資源を活かすことのできる仕組みづくりに積極的に取り組む。

地域力を基盤とした安全・安心まちづくり運動の実施やすすくスクールの創設、区内事業所との連携を重視した介護事業の展開など、これまでの経験と実績を活かし、日本一満足できるまちづくりに挑戦していく。

(1) 区立幼稚園を活用した親子ひろば事業

地域を応援団とし、区立幼稚園を広くコミュニティの場として提供する。園庭を開放するほか、園児との交流や親子遊び、子育て相談など、親子が一緒に参加し、親子同士や同世代・異世代の人と交流できる場として整備する。今後、20年度の事業開始を目指して具体的な検討を進めていく。

(2) 第4期介護保険事業計画の策定

介護予防事業の現状と効果、療養病床の転換の影響等を踏まえ、第4期介護保険事業計画(計画期間 H.21~H.23)を策定する。本年度より基礎

調査を実施し、20年度当初に検討委員会を設けて改定作業を進める。

(3) 地域密着型サービス拠点の整備

住み慣れた地域で介護サービスが受けられる地域密着型サービス拠点を積極的に整備する。当面、小規模多機能型居宅介護＋認知症高齢者グループホーム（北小岩四丁目及び西一之江二丁目）、小規模多機能型居宅介護（瑞江一丁目）、認知症高齢者グループホーム（西葛西一丁目）、認知症高齢者グループホーム＋認知症デイサービス（小松川四丁目）の計5施設の開設予定があり、事業開始に向けて必要な支援を行っていく。

(4) 責任共有制度に対応したあっせん融資制度の新設

本年10月に導入される責任共有制度（金融機関の貸し手責任を確立するため、信用保証協会が8割、金融機関が2割のリスクを負担する制度）により、金融機関の貸し渋りや貸付条件の変更等を要求されることが予想される。こうした状況を踏まえ、区内中小企業が引き続き、円滑にあっせん融資制度の利用が可能となるよう、新たな小規模企業者向けの小企業小口資金融資（限度額1,250万円）を10月に創設する。

(5) 産学公連携による伝統工芸品の販売促進

美術系大学との連携によって生み出された伝統工芸品を内外へ積極的にアピールするため、千葉商科大学が設立する法人がインターネット上にバーチャルモール（仮想商店街）を設け、10月より販売を開始する。

(6) 地域エネルギービジョンの策定

京都議定書の目標達成に向けた本区独自の実効性ある計画を策定し、日本一のエコタウンを目指していく。本区の特長であるもったいない運動を拡大し、新エネルギーや省エネ機器の利用促進に向けた施策を検討していく。

(7) 東京国体におけるボート及びラグビー競技の開催

平成 25 年に開催される東京国体において、荒川河川敷を会場にボート競技を開催し、陸上競技場及び臨海球技場を会場にラグビーフットボール（高校生）競技を開催する。今後、都や関係団体と協議し、施設整備や輸送、宿泊等の計画策定に取り組んでいく。

4 効率的な区政運営に向けた取組み

本区は、これまでも毎年 100 に及ぶ新規・拡充事業を実施する一方で、組織のスリム化、職員の定数削減、指定管理者制度の導入をはじめとする民間へのアウトソーシングの推進を図ってきた。こうした内部努力の結果、673 億円の財政効果を上げるとともに、基金の大幅積み増しや区債の削減を図ることが可能となった。今後も、東京富裕論を根拠とする税財政制度の見直し論議や本区の低い自主財源比率等の厳しい環境を踏まえ、なお一層の効率的な区政運営を図っていく。

(1) 法改正に伴う教育委員会の所掌事務等の見直し

地教行法の改正により、従来、教育委員会の所掌事務とされていた文化・スポーツに関する事務の一部を、20 年度から区長が執行できるようになる。これにあわせ、現在の教育委員会の組織や分掌事務などについて、今後のあり方、方向性を検討していく。

(2) 図書館への指定管理者制度の本格導入

平成 20 年度の篠崎図書館の指定管理者移行の成果を踏まえ、22 年度を目指して図書館の指定管理者導入を進める。

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
図書館	篠崎導入準備	篠崎運営開始	他図書館導入準備	運営開始

(3) 区立保育園の民営化

区内の私立幼稚園及び保育園で構成する社会福祉法人えどがわによる保育園運営を行う。21年度の民営化対象園については、早期に園名を公表し、保護者説明会を開催するなど、関係者の十分な理解が得られるよう丁寧な対応を図っていく。

	19年度	20年度	21年度	22年度
民営化園	東小松川	鹿骨二丁目 北葛西	3園	未定

(4) 保育園保育料基準の改正

国から地方への税源移譲に伴い、区民の所得税負担が軽減され、所得税額を基準としている保育料が影響を受けることとなる。このため、安定した歳入を確保するため(区民負担は変更なし)所要の措置を講じる。なお、20年度の保育料より適用するため本年第三回定例会に条例提案する。

(5) ほのぼの作業所の廃止

利用者の減少及び高齢化に伴う作業能力の低下や受注環境の変化により、高齢者の授産施設を運営していくことが困難となり、20年度末をもって廃止することとする。今後、廃止に向けた課題を整理し、関係者と調整を図っていく。

(6) 防災センターの整備

危機管理・防災対策の体制強化を図るため、本庁舎5階会議室を改修し、防災センターを整備する。また、危機の種別ごとに検討会議を設け、関係部署と連携を図りながら危機管理マニュアルの作成や、より実践的な訓練を実施していく。